

平成 30 年度

定期監査等結果報告書

産業振興部

土 木 部

いわき市監査委員

いわき市議会議長 菅 波 健 様
いわき市長 清 水 敏 男 様

いわき市監査委員 小 野 益 生
同 佐 藤 博
同 佐 藤 和 良
同 赤 津 一 夫

定期監査等の結果に関する報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査をいわき市監査基準に基づき執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出します。

1 監査の対象

- (1) 産業振興部
- (2) 土木部

2 監査実施期間

平成30年4月16日から同年7月9日まで

3 監査の範囲

平成29年4月1日から平成30年3月31日までに執行された財務に関する事務等について、次の項目が適正かつ効率的に行われているかを監査した。

- (1) 予算の執行
- (2) 収入事務
- (3) 支出事務
- (4) 契約事務
- (5) 財産管理事務
- (6) その他

4 監査の主な着眼点

- (1) 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 調定の時期及び手続、納期限の設定などが適切か。
- (3) 違法若しくは不当な支出又は不経済な支出はないか。
- (4) 契約書、見積書等関係書類が確実かつ的確に整備されているか、契約の履行期限、仕様書に基づく履行が適正か。
- (5) 財産の取得及び処分の手続きが適正になされているか。

5 監査の方法

部長以下関係職員の出席のもと、あらかじめ提出を求めた資料により、事務事業の概況について説明を受けるとともに、質問する等により事情聴取を行った。

また、提出された資料と書類・諸帳簿等を主体として照合し、検討を加え、必要に応じ関係職員に質問する等の手法により実施した。

6 監査の結果

監査対象部局ごとに、次に掲げるとおり。

産業振興部

<監査の結果>

財務に関する事務等の処理状況は、おおむね適正であると認められたが、次のとおり一部に改善を要する事項及び検討を要する事項が認められたので、内容を十分把握し、それぞれ必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、監査執行の際、口頭で留意又は改善を促した。

<是正改善を要する事項>

1 特定事項

支出事務において、一般会計から支出すべき費用を、特別会計から支出している例が認められた。

(公営競技事務所)

※ 平成30年3月31日付の燃料費に係る支出負担行為兼支出命令書において、一般会計で支出すべき燃料費4,259円を、競輪事業特別会計から支出していた。

地方自治法

(会計の区分)

第209条 普通地方公共団体の会計は、一般会計及び特別会計とする。

2 特別会計は、普通地方公共団体が特定の事業を行なう場合その他特定の歳入をもつて特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例でこれを設置することができる。

いわき市特別会計条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める目的のため、設置する。

(1)~(2) (略)

(3) いわき市競輪事業特別会計 競輪事業

(4)~(9) (略)

2 収入事務

いわき産業創造館施設・設備使用料に係る収入事務において、口座振込により受領した使用料について、指定金融機関等への払込みが遅延している例が認められた。

(産業創出課)

※ いわき産業創造館施設・設備使用料については、「いわき産業創造館使用料徴収及び収納事務委託契約書」に基づき使用料の徴収及び収納に関する事務を指定管理者が行っているが、平成29年5月22日(月)に指定管理者口座への振込により納入された使用料については、同契約書第5条第2項の規定に基づき、遅くとも指定金融機関等の翌営業日である同月23日(火)までに払い込まなければならないところ、同月24日(水)に払い込まれていた。

いわき産業創造館使用料徴収及び収納事務委託契約書

(抜粋)

いわき市(以下「甲」という。)と公益社団法人いわき産学官ネットワーク協会(以下「乙」という。)は、いわき産業創造館の使用料の徴収及び収納に関する事務について、次のとおり契約を締結する。

(委託)

第1条 甲は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、施設等の使用料の徴収及び収納に関する事務を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

(徴収及び収納事務)

第5条 (略)

2 乙は、収納した使用料をその翌日までにいわき市指定金融機関等に払い込まなければならない。ただし、翌日が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるとき及びいわき市いわき産業創造館条例(平成18年いわき市条例第64号)に規定する休館日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い土曜日、日曜日、休日及び休館日でない日を納期とする。

3 (略)

3 支出事務（その1）

支出事務において、嘱託職員の時間外勤務手当の算出に誤りのある例が認められた。

（公営競技事務所）

※ 嘱託職員に係る 8 時30分から17時15分までの時間外勤務において、休憩時間を付与しているにもかかわらず、休憩時間を控除せずに 8 時間45分の時間外勤務に対する手当が支給されていた。

また、1 か月の時間外勤務時間が60時間を超えているにもかかわらず、超えた分の時間外勤務時間についても125/100の率で支給されていた。

いわき市賃金支弁職員雇用等管理規程

（賃金）

第7条 賃金支弁職員に支給する賃金は、基本賃金及び附加賃金とする。

2～3 （略）

4 附加賃金は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 時間外勤務割増賃金 所定の勤務時間外に勤務した場合において、当該時間外における勤務に対し、条例定数内職員の超過勤務手当の支給の例に準じて支給するものをいう。

(2)～(5) （略）

いわき市職員の給与に関する条例

（超過勤務手当）

第14条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2～3 （略）

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち市長が規則で定めるものを除く。）の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 第1項に規定する正規の勤務時間を超えてした勤務 100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) 前項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務 100分の50

5～6 （略）

いわき市職員の給与の支給に関する規則

（超過勤務手当の支給割合）

第17条 条例第14条第1項の市長が規則で定める割合は、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

- (1) 条例第14条第1項第1号に掲げる勤務 100分の125（勤務時間条例第5条の規定による4時間の勤務時間の割振り変更を行った場合において、新たに4時間の勤務時間が割り振られた日における勤務及び当該4時間の勤務時間を割り振ることをやめた勤務日における勤務（当該割り振ることをやめた4時間の勤務時間の範囲内における勤務に限る。）にあつては、100分の135）
 - (2) （略）
- 2 （略）

4 支出事務（その2）

交際費に係る支出事務において、前渡資金を受領する以前に支払いをしている例が認められた。

（公営競技事務所）

※ 公営競技事務所長交際費に係る「平成28・29・30年度特別競輪等開催施行者による情報交換会の懇親会」会費の領収書日付が4月24日であるのに対し、資金前渡口座からの支出は4月27日に行われており、職員による一時立替払が認められた。

地方自治法

第232条の5 普通地方公共団体の支出は、債権者のためでなければ、これを行うことができない。

2 普通地方公共団体の支出は、政令の定めるところにより、資金前渡、概算払、前金払、繰替払、隔地払又は口座振替の方法によつてこれを行うことができる。

いわき市財務規則

（前渡資金の支払方法）

第78条 資金前渡職員は、前渡資金の支払をするときは、法令又は契約の規定に基づき、当該支払が資金前渡を受けた目的に適合するかどうか、正当であるかどうか、その他必要な事項を調査し、支払をすべきものと認めるときは支払の決定をし、領収書を徴して支払をするとともに、直ちに支払う場合を除くほか、前渡資金経理簿（第5号様式）を整理しなければならない。ただし、領収書を徴し難いものについては、支払を証明するに足りる書類を債権者その他の者から徴さなければならない。

5 支出事務（その3）

交際費に係る支出事務において、支出額の算出に誤りがある例が認められた。

(公営競技事務所)

※ 「いわき市公営競技事務所長交際費支出基準」では、懇談会費の支出について、「宿泊料が別途支給される場合は会費相当額から2,000円を減じて得た額」と定めているが、宿泊料が支給されない日帰り出張において減額していた。

いわき市公営競技事務所長交際費支出基準

(支出基準)

第3条 交際費は、前条各号に掲げるものとの交際において、次の基準に基づき支出するものとする。

支出区分	内容	金額等（消費税を含めない）
(略)		
<u>懇談会費</u>	意見交換、情報収集等の懇談に要する経費	会費相当額（ただし宿泊料が別途支給される場合は会費相当額から2,000円を減じて得た額）又は社会通念上妥当と認められる額
(略)		

6 契約事務

契約事務において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置が講じられていない例が認められた。

(工業・港湾課)

※ 好間浄水場管理事務所制御室エアコン室外機修繕に係る契約事務について、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項の規定による「契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、契約等の相手方が排除措置対象者に該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等の必要な措置」が講じられていなかった。

なお、次の契約についても、同様の例が認められた。

- ・ 好間浄水場管理事務所制御室エアコン修繕

いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 契約等 次に掲げる契約又は指定をいう。

ア 建設工事又は製造の請負に係る契約

イ 測量又は設計に係る委託契約

ウ 工事用原材料の購入に係る契約

エ 役務の提供に係る委託契約

オ 物品の購入、借入れ若しくは売払い又は修繕に係る契約

カ 公有財産の売払い又は貸付けに係る契約

キ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定

(2)～(7) (略)

(契約等からの暴力団等の排除)

第3条 その者又はその役員等が次の各号のいずれかに該当する者として警察等関係機関が確認した契約等の相手方については、次条から第7条までに定めるところにより、市の契約等から排除するための措置を講ずるものとする。

(1) 暴力団等と認められる者

(2) 暴力団等に対する資金の供給、便宜の供与等を行い、暴力団等の維持運営を図るために協力し、又は関与していると認められる者

(3) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加える目的をもって暴力団の威力又は暴力団等を利用していると認められる者

(契約からの排除措置)

第4条 一般競争入札又は指名競争入札の方法により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加する者に必要な資格について、前条の規定により市の契約等から排除する措置の対象となる者（以下「排除措置対象者」という。）に該当しないことを要件とするものとする。

2 随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、その所有する不動産を購入する必要がある等やむを得ない事由がある場合を除き、排除措置対象者と契約を締結しないようにするものとする。

3 契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、当該契約が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合に当該契約を解除することができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等必要な措置をとるものとする。

(1) 契約等の相手方が排除措置対象者であること。

(2) 公有財産の売払い又は貸付けに係る物件が暴力団の事務所等の用途に使用されているこ

と。

契約等からの暴力団等の排除について（財政部契約課策定）

（抜粋）

5 入札・契約時の事務処理について

今後において、各部署で入札・契約事務等を行う場合には、仕様説明又は仕様等資料配布時に、排除措置の対象となる者については入札等に参加できないことを明示（※1）し、また、契約締結の際には、契約期間中において相手方が暴力団等であることが判明した際の契約解除条項を契約書に記載（※2）するようにしてください。

※1 入札参加排除規定の文言等については、「いわき市工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱」又は「いわき市物品購入等に係る指名競争入札への参加資格、指名の基準等に関する要綱」の改正後の規定等を参考にしてください。

※2 契約解除条項の規定文言等については、「いわき市工事請負契約約款」又は「いわき市物件供給契約約款」の改正後の規定等を参考にしてください。

<意見又は要望とする事項>

1 特定事項（ふるさといわき就労支援事業に関する取組みについて）

ふるさといわき就労支援事業は、地域の産業を担う人材の確保を図るため、大学等の卒業予定者や一般求職者を対象として、就職ガイダンスの開催や合同企業説明会等、本市での就職促進に向けた取組みを行うものである。

本事業は、少子高齢化や人口減少といった課題を踏まえ、まち・ひと・しごとを創生するための方策をまとめた「いわき創生総合戦略」において、若者をターゲットとしたU I J ターン取組み等を行う「いわきで働きたくなるP J」の一部を構成している。目標達成の指標は、合同企業説明会参加者のU I J ターン就職率を2020年度までに15%としており、直近の平成28年度実績は20.3%となっている。

一方、過去3年間の各事業への参加者数に目を向けると、合同企業説明会では平成27年度が263人、28年度が202人、29年度が208人であり、また、就職ガイダンス参加者のうち学生数は、平成27年度が86人、28年度が87人、29年度が59人といずれも減少傾向となっている。また、平成29年度の大学生等を対象とする「地元企業をよく知るための見学会」においては、申込者が少なかったことから日程の変更が行われており、合同企業説明会等では首都圏からの参加者を対象とする送迎バスの運行を中止するなど、事業内容の見直しも生じている。

「いわき創生総合戦略」によると、本市は若い世代の首都圏等への人口流出が県内の類似都市と比較して顕著であり、事業参加者に占める内定者率もさることながら、各事業への参加者数、さらには就職者数の増加が重要であると考えられる。商業労政課においては、事業への参加者や受託者等を通じた的確なニーズの把握に努め、参加者拡大を図ることをはじめ、より効果的な施策を進めていくことを望むものである。

(商業労政課)

2 収入事務（光熱水費の負担のあり方の検討について）

行政財産の使用許可に伴う附帯諸設備の経費負担については、市財務規則第246条で定められており、また、具体的な徴収方法については、「行政財産の使用許可における事務取扱いについて」（平成25年10月25日財政部長通知）で算式が示されている。

一方、いわき平競輪場等の普通財産については、光熱水費の負担に係る明確な規定はないが、行政財産と同様に公有財産であることに変わりはなく、行政財産の規定に準じて算出するべきものと考えられる。公営競技事務所の普通財産に係る貸付けにおいて、上記事務取扱いと異なる考え方となっている例が認められたことから、施設マネジメント課とも協議のうえ、貸付けに係る光熱水費の負担のあり方について見直しを検討されたい。

（公営競技事務所）

※ 事例が認められた貸付け

- ・ （一社）日本競輪選手会福島支部との建物質貸借契約
- ・ （公財）JKAとの建物使用貸借契約

いわき市財務規則

（光熱水費等の負担）

第246条 財産管理者は、行政財産の使用許可を受けて当該財産を使用する者をして、当該財産に附帯する電話、電気、ガス及び水道等の諸設備の使用に必要な経費を負担させなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、免除することができる。

行政財産の使用許可における事務取扱いについて（平成25年10月25日財政部長通知）

2 徴収の方法

(1) 電気代

① 子メーターがある場合

$$\text{使用許可部分を含む施設に係る請求金額} \times \frac{\text{使用許可部分の使用量}}{\text{使用許可部分を含む施設の使用量}}$$

② 子メーターがない場合

$$\text{使用許可部分を含む施設に係る請求金額} \times \frac{\text{使用許可部分の面積}}{\text{使用許可部分を含む施設の面積}}$$

(2) (略)

(3) 電話代、水道代、ガス代等

原則として、使用者が自ら事業者と契約し、負担することとする。

これによることができない場合は、2-(1)の電気代の算式によるものとする。

土木部

<監査の結果>

財務に関する事務等の処理状況は、おおむね適正であると認められたが、次のとおり一部に改善を要する事項及び検討を要する事項が認められたので、内容を十分把握し、それぞれ必要な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、監査執行の際、口頭で留意又は改善を促した。

<是正改善を要する事項>

1 収入事務

道路占用料に係る収入事務において、占用料の算出に誤りのある例が認められた。

(道路管理課)

【事例1】 1月未満の占用料の算出誤り

※ 平成29年12月4日付けで行った足場設置に係る道路占用許可に伴う道路占用料について、その占用期間が平成29年12月4日から平成30年1月2日までであることから、市道路占用料条例第4条及び別表備考の規定により、1か月分として算出した額に1.08を乗じて得た額とすべきところ、1.08を乗ずることなく占用料を算出していた。

【事例2】 占用期間の算出誤り

※ 平成30年1月22日付けで行った共同溝養生用鉄板敷に係る道路占用許可に伴う道路占用料について、その占用期間が平成30年2月1日から同年3月2日までであることから、市道路占用料条例第4条の規定により、1月未満の端数を1か月分とし、合わせて2か月分として算出すべきところ、期間全体を1月未満として占用料を算出していた。

いわき市道路占用料条例

(占用料の額)

第2条 占用料の額は、別表のとおりとする。

(算出の基礎)

第4条 占用料の額の算出基礎は、次の各号による。

- (1) 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもつて算出し、なお、1月未満の端数があるときは、1月として算出するものとする。
- (2) 占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として算出するものとする。
- (3) 表示面積（広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。）、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして算出するものとする。

(4) 1件の占用料の額が100円に満たないときは、100円とする。

別表（第2条関係） ※抜粋

占用物件	占用料	
	単位	金額
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占用面積1平方メートルにつき1月	円 110

備考

1～5 (略)

6 占用の期間が1月未満のものに係る占用料の額は、この表に基づき算出した額に1.08を乗じて得た額とする。

2 支出事務

土地の賃貸借に係る支出事務において、過誤払金整理票によるもどし入れの措置が直ちにとられていない例が認められた。

(住宅営繕課)

※ 平成29年度市営住宅敷地借地料については、平成29年4月に支払いがなされた後、同年6月20日付けで原契約の一部を変更する契約を締結し、賃借料を減額したうえで差額を返納するものとしていることから、市財務規則第103条第1項の規定に基づき、直ちに過誤払金整理票によるもどし入れの措置をとらなければならないが、同年12月14日に起票されていた。【類例2件あり】

いわき市財務規則

(過誤払金のもどし入れ)

第103条 支出決定権者は、次の各号の一に該当する場合には、直ちに過誤払金整理票(第37号様式)により、当該各号に定める額に相当する金額について、当該支出科目にもどし入れの措置をとらなければならない。ただし、第2号の規定に該当する場合であつて、当該誤払い又は過渡しの事実が会計管理者の故意又は過失に基づいて発生したものであるときは、この限りでない。

(1) 第68条の規定により支出の調査決定に係る金額を減少させるための調査決定の変更をする場合において、当該変更前の調査決定に基づき、既に支払がなされている場合 当該減少相当額に相当する額

(2) (略)

2～6 (略)

<意見又は要望とする事項>

特定事項（河川洪水ハザードマップの配布・周知について）

河川洪水ハザードマップは、河川が大雨により増水し、堤防が決壊した場合の浸水予測にもとづき、浸水する範囲とその程度ならびに各地区の避難可能な施設を示した地図である。その前提となる浸水想定区域については、これまで50～70年に一度発生する規模の降雨とされていたものが、平成27年度の水防法改正により、1,000年に一度発生する規模に見直されており、県が順次、見直し後の浸水想定区域を指定し、それにもとづき市がハザードマップの更新を行う予定となっている。

平成29年度においては、夏井川水系小川地区（夏井川）のハザードマップについて作成したが、地区住民への配布や市ホームページへの掲載等については、今後、関係機関等と調整のうえ進めていきたいとして、未実施のままとなっている。

浸水範囲、浸水深とも拡大された内容となっていることから、地区住民に対する水防法改正の背景も含めた説明はもとより、必要に応じて関係機関との協議を行うなど、周知の手続きに慎重を期す必要があることは理解される。

しかしながら、実際の大雨時には、随時、状況に応じた情報提供や避難誘導等を行うとはいえ、ハザードマップは主に住民等の避難に活用されることを目的に作成されるものであり、すみやかに周知することが望ましい。

水防法に定められた市の責務のほか、「水害ハザードマップ作成の手引き（国土交通省）」においては、その周知・活用の重要性についても明記されており、作成・配布にとどまらず、ハザードマップの目的、記載事項、見方・使い方等について説明会の開催等も求められている。平成30年度以降には他地区でハザードマップを作成することとしており、マップに対する市民の理解を深め、地域防災に関する意識向上を図るためにも、小川地区分の周知について早期に対応されることを望むものである。

(河川課)